

# 公益財団法人日本スポーツ協会 情報システム調達規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会事務局規程第62条の規定に基づき、情報システム調達に必要な事務の処理について定めるものであり、情報システムに係る経費節減、情報システムの適正化及びセキュリティの確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における「情報システムの調達」とは、情報システムの企画、立案、運用、保守及びシステム終了破棄までの各プロセス(一部又は全部)を委託業務として市場から調達することと定義し、そのプロセスは次の各号に掲げる「企画段階」「開発段階」「運用段階」により構成するものとする。

#### (1) 企画段階

システムの企画は、システム化イメージを明文化し、予算化するまでのプロセス

#### (2) 開発段階

システムの開発は、テストを経て成果物の納品を受けるまでのプロセス

#### (3) 運用段階

システムの運用は、開発したシステムを業務に移行し、その効果について評価するプロセス

### (規程適用の基準)

第3条 この規程は次に掲げる各号のうち、2つ以上に該当する情報システムの調達に適用するものとする。

- (1) 開発、改修又は運用(保守等)に係る費用(見込額)が250万円以上の情報システム
- (2) サーバを必要とする情報システム
- (3) 個人情報に関係する情報システム

2. 前項に該当する情報システムにおいて、その内容が簡易であることが明らかな場合は、ブランド戦略部及び財務部と調整の上、この規程の一部又は全ての適用を免除することができるものとする。

### (調達当該部署の取組み)

第4条 調達当該部署は、調達事務の主体として、企画、開発、運用の各段階において、この規程を遵守し、適正な事務の執行に努めるものとする。

### (情報システム調達の支援・指導)

第5条 ブランド戦略部は、調達当該部署に対して、必要な支援・指導を行うものとする。ただし、ブランド戦略部に情報システムの専門知識を有する職員が存在しない場合は、コンサルタント等外部専門家を活用するものとする。

## 第2章 企画段階における留意事項

### (システム企画書の作成)

第6条 情報システムの調達では、企画段階において目的や備えるべき機能を十分に検討することが重要であることを認識し、その基本的事項を明らかにするため、調達当該部署はシステム企画書を作成するものとする。

## 第3章 予算要求前の事前評価

### (評価依頼)

第7条 調達当該部署は、予算要求に先立ち、システム企画書の内容についてブランド戦略部に評価依頼を行うものとする。

### (事前評価)

第8条 ブランド戦略部は、システム企画書の内容について事前評価を行い、その結果を調達当該部署及び財務部に通知するものとする。

### (予算要求)

第9条 調達当該部署は、事前評価をシステム企画書に反映した上で、予算要求を行うものとする。

## 第4章 開発段階における留意事項

### (調達仕様書の作成)

第10条 調達当該部署は、開発段階で、システム企画書をさらに具体化した調達仕様書を作成するものとする。

2. 調達仕様書の作成に際しては、本会スポーツ情報システムのネットワーク内部における他システムを有効に活用することにより、共通化できる資源の統合や、システム間における連携を推進し、経費節減とセキュリティの確保に努めるものとする。
3. 当該情報システムが、Web ブラウザを介して利用するものである場合は、別に定める本会ホームページ運営・管理規程を遵守するものとする。
4. ASP による情報システムの開発を行う場合は、特に次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

#### (1) 著作権の帰属

ASPを本会用にカスタマイズし、そのカスタマイズ費用を本会が負担する場合は、可能な限り著作権が本会に帰属するよう務めるものとする。

#### (2) 本会スポーツ情報システムとの関係性

ASP と本会スポーツ情報システムとの物理的な関係(通信方法等)を明確にするとともに、ASP が本会の他システムと関係する場合は、ASP を利用することに起因した他システム側でのシステム改修が発生しないよう務めるものとする。

(3) 本会が定める個人情報保護に関する外部委託管理規程の準拠

ASP 側における開発・運用時のデータ入力やデータ移送等の際、十分なセキュリティが確保されなければならない。

5. パッケージソフトを用いた情報システムの開発を行う場合は、著作権の帰属について前項第1号記載の内容に準拠するものとする。

(ドキュメント資料)

第11条 情報システムの開発に際しては、後の改修及び委託業者の変更が容易に行えるよう、原則として次の各号に掲げるドキュメント資料のうち当該情報システム調達に関係するものについて、開発委託業者とともに作成するものとする。

- (1) 機能仕様書
  - (2) ソフトウェア構成図
  - (3) ハードウェア構成図
  - (4) ネットワーク構成図
  - (5) 運用手順を示したマニュアル
2. 情報システムの開発に際しては、開発スケジュールを明確にするとともに、議事録や仕様に関する質疑応答の記録等について常にドキュメント資料を作成し、開発委託業者と本会との間で共通理解を図り、取り進めるものとする。

(機器類の設置場所)

第12条 機器類は、セキュリティの確保及び管理負担の軽減を目的として、原則としてブランド戦略部が指定する外部データセンターに設置するものとする。ただし、ブランド戦略部において、情報システムの専門知識を有する職員が存在し、かつセキュリティ確保が十分可能な設備が整っている場合はこの限りではない。

2. 当該情報システムがASPによる場合は、本会スポーツ情報システムとの物理的な接続方法等、関係性について予め明確にするものとする。

(SLA の導入)

第13条 情報システムの導入に際しては、運用段階のサービスレベルを確保するための合意事項(SLA)の導入について積極的に検討するものとする。

## 第5章 運用段階における留意事項

(運用段階の評価)

第14条 調達当該部署は、情報システムの運用に際して、システム企画書・調達仕様書に定められた項目の評価を行うものとする。なお、ブランド戦略部は必要に応じて状況を確認し、シス

ム運用を行う部署に対して助言・指導を行うものとする

#### (見直し・改修)

- 第15条 運用段階にある情報システムについては、常に運用環境や技術進歩に対応した見直しを行うものとする。
2. 既に運用段階にある情報システムを改修する場合は、改修委託業者選定の際、業者に対して、当該システムのドキュメント資料へ改修内容を可能な限り詳細に記載(追記・改訂)する必要があることを通知するものとする。

### 第6章 契約における留意事項

#### (契約手続)

- 第16条 情報システムの調達は、本会において予め調達仕様書を作成した上で、原則として2業者以上から企画(提案)書及び見積書の提示を受け、これを合理的な評価により選定する随意契約により行うものとする。

### 第7章 雜則

#### (雑則)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、事務局長が定める。

#### 附則1

この規程は、平成18年3月9日から施行する。

#### 附則2

- 1 この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

#### 附則3

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附則4

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附則5

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。